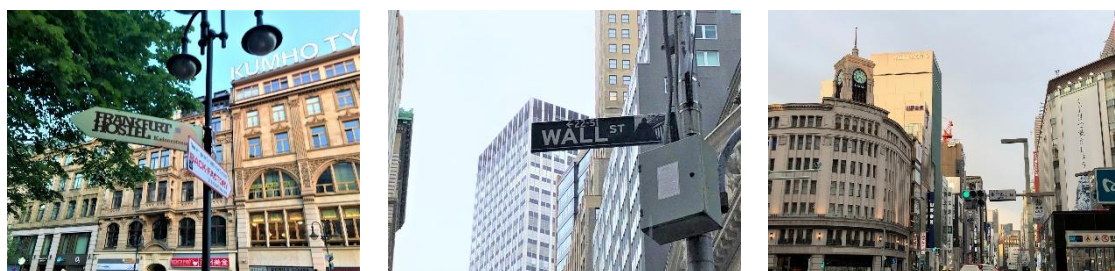


IR News 臨時増刊号 4月22日

金融庁、有価証券報告書の提出期限延期を認める

JP-Manageco 2020年4月22日



新型コロナウイルスの国内での感染拡大に伴い、東証はすでに決算短信の45日以降の開示を容認しましたが、4月17日、金融庁は、有価証券報告書の提出期限を3か月延期するよう、内閣府令を改定しました。

決算短信に続き、有価証券報告書、内部統制報告書、確認書、半期報告書、四半期報告書、親会社等状況報告書の期限も延期されましたが、これに伴い、株主総会の運営についても、「継続会」などの検討が必要です。また、配当の取締役会決議、株主総会のバーチャル運営なども研究をしておきましょう。

(1) コロナ関連の東証開示に係る措置（再掲）

■ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い

(2月10日東証発表)

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>

【概略】

1. 新型コロナウイルスの影響により、決算業務に支障が出ている企業は、45日以内の開示にこだわらないので、確定次第、決算発表を行うこと
2. 大幅に決算確定が遅れる場合は、その旨適時開示を行うこと
3. 事業活動への影響は、確定次第、開示すること

4. 業績見積りが困難、現在の業績予想に大きな影響がある場合には、業績予想を「未定」とする内容の開示を行うこと。

(2) 有価証券報告書の提出期限延期（金融庁）

■ 有価証券報告書等の提出期限の延長について

（4月17日金融庁発表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>

【概略】

令和2年4月20日から9月30日までに提出期限が到来する以下の報告書については、令和2年9月30日まで提出期限を延長（申請の必要なし）

有価証券報告書

四半期報告書

半期報告書

親会社等状況報告書

外国会社報告書

(3) 株主総会の延期と、配当金の役員会での決定について（法務省）

■ 定時株主総会の延期について

（2月28日法務省発表）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

【概略】

1. 定時総会は会社法で、決算後3か月以内に開催しなくてはならないときめられてはおらず、適切な時期に開催すればよい
2. 定時総会を延期する場合、株主の権利行使は基準日以降3か月と決められているので、会社側で、基準日を新たに設定すべき（基準日の2週間前までに告示）
3. 配当の基準日も上記に同じ

ただし、基準日を再設定して株主総会を延期する場合、前の基準日後に株式を売却した株主が配当を受取れなくなります。また、その他の株主が配当を受け取る日程が大きく遅れるため、実務的には、配当金額・取締役選任の決議は通常日程通り行い、有価証券報告書

の承認のみ、2～3か月以内に、再度株主総会を開催（継続会と言います）することが出来ます。

日経新聞記事

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58056480U0A410C2MM0000/>

■ 配当金の取締役会のみでの決定について

定款で以下の取り決めが行われている企業は、取締役会のみで配当を決議することが可能です。その場合は、ひとまず配当は役員会決議で決議し、株主総会を延期することが可能です。

- ・取締役の任期が1年
- ・監査役会設置会社
- ・会計監査人設置会社
- ・定款に「剰余金の配当につき取締役会で定めることができる」と記載
- ・会社計算規則第155条の要件を全て満たしている

(4) 株主総会のバーチャル開催について（経産省）

新型コロナウイルス感染拡大による措置として、会社側が株主総会をバーチャル開催することが考えられます。これについて、経産省からガイドラインが出ていますので、ご確認ください。

■ ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド

(2月26日経産省発表)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

■ 株主総会運営に係る Q&A

(4月14日経産省発表)

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html